

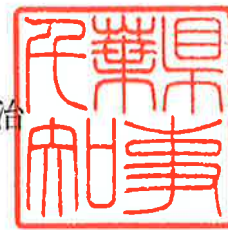
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 永田紙業 株式会社  
代表取締役 永田 耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和元年7月2日

許可の有効年月日 令和6年7月1日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類，灯油類及び軽油類に限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。）  
イ 特定有害産業廃棄物（廃油，汚泥，廃酸，廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月2日 新規許可  
令和元年7月2日 更新許可

### 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 許可証別紙1

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	—	—	—	—
砒素又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
シアン化合物	—	—	—	—	—	—	—
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	—	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	—	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	○	—	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
ダイキシン類	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—



0036 (第1面)

新規・更新

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6年 3月 29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請者 〒369-1101  
 住 所 埼玉県深谷市長在家198番地  
 氏 名 永田紙業株式会社  
 代表取締役 永田 耕太郎  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 048-583-2141  
 担当者名 代表取締役 永田 耕太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>1 事業の区分 積替え、保管を(行う・<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行わない</span>)                  2 取り扱う廃棄物                  ①廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、②特定有害産業廃棄物(廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質は別紙のとおりとする。)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒369-1101                  埼玉県深谷市長在家198番地                  電話番号 048-583-2141                  事業場                  電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>1 車両: 30台(4種類)                  2 容器: 蓋付オーブンドラム缶…20本                  クローズドラム缶…20本                  プラスチックドラム缶…20本</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

埼玉県熊谷市筑波三丁目67番地パ  
 行政書士法人 長澤事務所/代表社員  
 TEL:048-521-4198 FAX:048-521-6712

